

第二卷終

海國兵談 第三卷

軍法附物見

軍法とは軍中に定め置く所の諸法度なり、軍法嚴重ならざる時は、人數一致の力を
 出さざるものなり、總て軍は大勢の人數を一身の如く働かすものなれば、法を嚴重
 にして縛シメルに非されば齊一ならざるなり、總て能く兵を用ふるものは嚴重に立つべし、
 日本の事は法度粗アツき故齊一ならざる軍多し、左に法の大略を記す、將たる人能く會
 得して工夫あるべし。

貝太鼓を聞く時は、前に劔の山ありとも進むべし、進まざるものは斬棄なり。
 鉦を聞く時は目の前に只取る首ありとも踏み止まるべし、止まらざる者は斬。
 傍輩同士は相互に助合べし、別して頭分大將分の者の危を見捨てる者は斬。
 物見の張番又は夜番等にて其職を怠り、或は眠り又は守り場を立退者は斬。
 血戦の場に於て鐘をならさざるに自ら退くは斬なり。
 城攻の時乗べき場を乗取兼る者は斬。

籠城の時妄りに已れが持場を退く者は斬。
 根無き事を言出して味方の氣を動かしたるものは斬。
 敵と書通は言ふに及ばず、音信贈答し、或は妄りに敵と詞を通じたる者は斬。
 盜首したるものは斬。

人の討たる敵を、脇より理不盡に争ふ者は斬。
 公用に非ずして妄りに己か持場を去り、或は陣小屋等を離散するものは斬。
 約束の時刻、日限等に遅參のものは斬。

私に相争て高聲し、或は刃傷に及ぶものは双方斬。

妄りに先懸すべからず犯す者は斬。

隨身の兵器紛失の者は彈糺の上斬。

忍足に陣中を通行するものは縛、或は斬。

妄りに備の中を、奔走するものは斬。

妄りに高聲する者は縛、再犯は斬。

軍中酒を禁す、犯者は縛、再犯は斬。

博奕は言ふに及ばず、妄りに賭の諸勝負する者は縛、再犯するものは斬。

馬を取放して備を騒動するものは馬を取る。

味方に敵と内通の者などを聞出すときは、速に本大將へ言上すべし、遅々するに於ては罪あり、又事に因て即座に斬。

隨身の兵器不調の者は糺問の上斬、不調とは弓あれども弦なく、鐵砲あれども引金損したる類を言ふなり、此類の事悉く武士の大不覺なるべし。

商賈、婦女の類と妄りに詞を通じたるものは縛、再犯せる者は斬。

右罰法の大略なり、猶將帥の心に因り、又は國風等にも因て宜しく定むべし、且又賞すべき條々あり、左に大略を記す。

先手敗北して既に總崩になるべき時、守返して味方敗北せざる時は、其守返したる者を上功とす。

敵の主將を討たる者は上功なり、竝に大將分の者を討たるも上功に準するなり。
 懸り口に一番鎗を入たる者は上功なり。

除口の殿は上功なり。

味方の大將分の首を敵に取られたる時、其首を奪ひ返したる者は上功なり、又大將分にあらずとも敵に取られたる味方の首を取返したる者は功とするなり。

味方の旌旗、鐘鼓の類敵に取られたる時、奪ひ返したる者は上功なり。主人は言ふに及ばず、大將分の者の危を救ひ又は命に代りたる者は厚く子孫に報ゆべし。

川渡に瀬踏したる者は上功なり。

城攻に一番乗の者は上功なり。

主將は言ふに及ばず、大將分の者敗走するとき身を離れず、何國迄も付纏ひたる者は上功なり。

敵方へ間に使して計略聞出して言上致し、却て味方にて謀計をなして敵を破りたる時は其間に行きたる者上功なり。

敵の間者を捕り得たる者は上功なり。

敵の旌旗、鐘鼓、帷幕の類總じて敵方の武器を奪ひ取りたる者は功なり。

籠城に城外へ使して、其趣意を遂たる者は上功なり。

右賞法の大略なり、此賞罰を都て軍法と言ふ、猶工夫了簡して法を立つべし、然し乍ら軍法は細密に箇條の繁多なるは好まざるとなり、只肝要は事を箇條少なに定むべし、偕定め置きたる法は、少しも相違する事なかれ、都て法令は相違のなきを主

意とするなり、相違あるときは法軽くなる、法軽く爲る時は人恐れず、人恐れざる時は法を守る者無くして不齊一なり、不齊一は兒戲の軍立なりと知るべし、將たる者は法を嚴にせずばあるべからず、然り、法は嚴にすべし、然れども我意をば嚴にすべからず、福島正則の如きは我意の嚴なる故に國を失ふと言ふものなり、功疑維重罪疑維輕しと言ふ聖人の法にして意味深き事なるべし、將帥たる人、これを忘るる事なかれ。

物 見

物見は軍の肝要なる者にして、勝敗の係る所なれば、重んずべきの第一なり、先物見に大、中、小の三段あり、大物見とは本大將の直に物見する事なり、中物見とは侍、大將、番頭などのする所なり、小物見とは一二騎出て物見するを言ふなり。

中物見以上は直に取合に成る事あり、覺悟あるべし、覺悟とは兵器を備ふる事なり、義貞足羽合戦の大物見など、事を卒爾にしたるより大變を引出せり、可愼々々、物見より直に取合に成りたる時は、其事を本陣へ知らずる役定あるべし。

小物見に出でたる時、敵より勝負を望む者あらば、主用にして物見に出でたる故まづ立歸りて言上し、即時に馳來て勝負すべしと言ひ、互に名乗り合ひ、且鎧、持物等互

に見覺て立別るべし、倍實に立歸りて勝負を決する事は時宜の見合に因べし、立歸らざれば、大なる恥辱にあらざるなり、大將の下知次第なるべし、倍又初めの如く譯を語りても敵方承知なく打て懸らは、其時は是非なく無二無三に勝負を決すべし、然れども此仕方は十に八九好まざるとなり、物見の用を主となすべし、但し三人ならば二人は勝負をなし、一人は立歸りて其趣を言上する事もあるべし、是亦初めより歸り役を定め置べし。

づなき物見と言ふあり、遠方の所に用ゆ、是は幾所も人をつなぎ置て、段々に申續く事あり、場先の事を早く本陣へ報すべき爲なり。

唐山、和蘭陀等の軍事は大小悉く物見を用ゆるなり、然る故に廉忽の破を取たる事なし、日本の軍事は物見甚粗にして入用の時に計り、物見を用ふるなり、此故に戦を善くする大將も足元より不意の動亂を受けたること多し、武田の本陣へ、上杉に仕懸られ今川の旗元へ、織田氏に切込れたる事など皆物見に粗き故と知べし。

大小悉く物見を用ふといふは、備を張て敵と戦を取結ぶ時は勿論なり、押行くにも前後左右の物見を用ゐ、又陣を取敷て居るにも四方物見怠る事なし、其外萬事皆物見を用ふべし之れ慎むべきなり。

深く敵地へ物見に行くに、或は商人と成り、或は草鞋を逆に着け、又は獸足を作て着くる事などもありと云へり、倍又物見に出て物見極めの次第に習あり、左に大略を記す猶工夫あるべし。

敵國の貧富強弱又は士民の國主に服すると、服せさるとの様に、或は其主人の氣質等を觀察する事第一の心得也。

敵の虚實を見るべし、虚とは人數立、正整せず、旗の手動き、軍士妄りに四方を見廻し、或は持つ所の兵器を玩ひ、又居敷もせず、或は首を仰けて内胄白く見せ、或は武者と見するは皆虚也。

實とは人數立、正整して、皆居敷又下目して妄りに五體を動搖せず、持つ所の兵器をも玩はず、旗の手、立派にして妄りに聲を立てるは皆實なり。

敵地へ入ては先づ接戦の足場を見立べし、地形に順逆あり、第九卷目地形の條に記す。

敵勢の多寡を積るべし、是は平生見習ふにあらざれば、積り難きものなり、操練の時心を用て見習ふべし。

敵の備の形を見極べし、懸り口に心得ある故なり、備の形とは魚鱗、鶴翼、鋒矢等の形

を言ふ也。

多騎、少歩、少騎、多歩の様子を見切べし。

山川險難の場を見切べし。

武間の町積あるべし、是も平生見習ふにあらざれば見難きものなり、心懸くべし。田の淺深を見切べし、畦崩るるは深田なり、植田の並揃はざるは深田なり、刈穂の長きは深田なり、都て水國の田には深田多しと知るべし。

川あらば渡る所を見切べし、石川は廣平にして大石のなき所淺き瀬なり、砂川は直なる所に淺瀬あり、長刀なりの所は、掘れて深きものなり、泥川は狭き所深きものなり、岩川は滑るものなり、是等は大概の見切なりと雖とも、様子を知らざる川は、案内者を用ふる事第一の了簡なりと知るべし。

伏の籠りたる場所を見切べし、是又習あり森林等に鳥の飛び騒くは其中に伏あるなり、獸走り驚くは伏あるなり、飛鳥の驚き又は行雁列を亂るは伏あるなり、森藪等の近邊の草を踏藉きたるは伏あるなり、草野に虫の鳴く聲なきは伏あるなり、此數條は伏を察する大略なり。

敵と對陣したる時は敵陣に平日立つる所の飯煙の多少を能く見覺居るべし、常に勝れて多きと、常に勝れて少きとは敵陣に何事か支度あるなり、能く心を配りて常より多少の飯煙ならば間を遣はして細密に敵の様子を探るべし、武田、上杉、川中島對陣の時、武田家の飯煙常に勝れて多きを、上杉方にて見付て、武田の人數を廻す事を察知したる事もあり可思。

右物見の大略なり、上にも言へる如く、物見は勝敗の係る所なれば、怠る事なかれ、別して押前、陣取、細道等は物见到念入べき事なり。

第三卷終